

記 者 発 表 (資料配付)			
月／日 (曜日)	所 属 名 (担当班名)	電 話	発 表 者 名 (担当者名)
1／9 (金)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う移動制限区域の解除について(1例目)

1月12日をもって、発生農場の防疫措置が完了した12月21日(日)から21日が経過することから、移動制限区域内で新たな発生がなければ、下記のとおり、移動制限区域(半径3km以内)を解除することとします。

1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内の家きん飼育施設：2戸
- (2) 解除時期：1月12日(月) 0時 (11日(日)24時)

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントを廃止します。

3 防疫措置の経過

- (1) 鶏の殺処分完了：12月20日(土) 23時終了
- (2) 防疫措置完了(汚染物品の処理、鶏舎等の消毒)：12月21日(日) 20時終了
- (3) 殺処分鶏の焼却：12月30日(火) 13時終了
- (4) 搬出制限区域の解除：1月1日(木)12時(発生農場の防疫措置完了後10日)